西尾市総合福祉センターの新たな居場所づくりのためのリニューアル業務 質問回答表 Vol. I

回答番号	質問分野	質問趣旨	回答	回答日
1	実施要領6(2) 企画提案書等	企画提案書で提案した家具備品等について、企画提案書提出後、提案製品の一部が販売終了となり調達ができなくなってしまう場合は変更は可能でしょうか。また、いつまで変更は可能でしょうか。 突発的に調達ができなくなる場合を想定しています。	企画提案からリニューアル業務実施までの間に 9か月間程度の時間を要することから契約締結 時において予想するのことのできない提案製品 の欠品等が生じた場合には同等品の代替は可 能とします。 なお、変更時期は基本は契約前までですが、契 約締結後は変更契約で対応することになります。	5月2日
2	実施要領6(2) 企画提案書等	見積書を提出後、材料費、人件費などで商品価格の変動があった場合は変更は可能でしょうか。例えば、キャンペーンなどにより価格が下がってしまう場合もありますが、見積書提出後の価格変動による金額変更はいつまで可能でしょうか。	本市の契約約款においては契約締結日から12か月を経過した後に予想することのできない社会経済情勢若しくはその他の情勢変化により物価又は賃金に著しい変動を生じ、そのために委託料が著しく不適当と認められる時は発注者と受注者が協議して委託料を変更することができると示されています。しかし、本事業は企画提案から業務実施までに9か月間程度を要することと、場合によっては輸入を伴う外国製品の調達が必要になることを鑑みて、市が合理的な理由として認めた場合は、委託料変更についての協議を可能とします。なお、変更時期については、基本は契約前までですが、契約締結後は変更契約で対応することになります。	

西尾市総合福祉センターの新たな居場所づくりのためのリニューアル業務 質問回答表 Vol.1

回答番号	質問分野	質問趣旨	回答	回答日
3	実施要領4 総合福祉セン ター見学会	5月12日の見学会の参加は提案に向けての必須条件になりますか。	見学会の参加は本プロポーザル提案の必須要 件ではありません。	5月2日
4	実施要領3 参加資格要件	西尾市の見込みとして、提案企業は何 社程度になることを想定されています か?	市としては提案総数の想定はしておりませんが、 実施要領の7選定方法(2) I次審査で、2次審査には3社程度の選出を見込んでいるため、I次審査については少なくとも3社以上の応募を期待しています。 なお、指名参加通知書を送った事業者数や提案事業者数等については、本プロポーザル業務終了後に市公式ウェブサイトで公表する予定です。	5月2日
5	実施要領 別紙1 業務仕様書4 業務内容	提案空間となる業務場所において、一定の収納力は要求されますか。収納空間が必要とされる場合、収納の対象となるものはなんですか。それはどれくらいの量ですか。	I階及び3階の業務場所における特段の収納スペースについては求めていませんが、インテリアデザインのコンセプトで必要であれば収納スペースを提案していただいても構いません。	5月2日

西尾市総合福祉センターの新たな居場所づくりのためのリニューアル業務 質問回答表 Vol. I

回答番号	質問分野	質問趣旨	回答	回答日
6	実施要領 別紙1 業務仕様書4 業務内容	利用イメージのミーティングスペースについて、最大何名程度のミーティング参加者がいることを想定したら良いですか。 また、ミーティングの機密性は確保されない環境が前提で良いですか(オープンスペース)。	I階ロビーにおけるミーティングスペースのイメージとしては2人から6人程度が気軽に談話ができればと想定しています。また、例えば学習スペースの机や椅子を動かすことでもっと大人数のミーティングも可能となる拡張性もあれば利用範囲が広がります。なお、ミーティングスペースの機密性は求めていません。	5月2日
7	実施要領 別紙1 業務仕様書4 業務内容	提案規模を考慮し、自社が全体監修した中での外部パートナーとの協働提案も検討中です。決定した場合、請求書が複数社から西尾市に対して出されるスタイルはNGとなりますか。また今回の提案は、施工(壁の設置等)もありですか。それとも商品&備品購入のみですか。	市との契約者(あるいは提案者)は本プロポーザル指名参加通知書を送りました事業者になりますが、複数の事業者で提案したい場合は、実施要領別紙I「業務仕様書」4の業務内容で示しているとおり、業務の「(2)及び(3)については再委託を認める」こととしているスタイルでの対応になります。したがって、市に対する請求書はあくまで契約者からになり、再委託者から提出することはできません。なお、壁の設置等については建築関連法規に抵触しない施工で予定金額以下であれば提案は可とします。	5月2日